

教育委員会3月定例会会議録

日 時 令和6年3月11日（月） 午後2時00分から午後3時08分まで

場 所 市役所11階北会議室

出席者

（教育委員）

教 育 長	吉 川 真由美	教育長職務代理者	奈 良 知 彦
委 員	渡 辺 照 子	委 員	木 村 素 子

（事務局）

教 育 次 長	片 貝 伸 生	指導担当次長	金 井 幸 光
総 務 課 長	高 橋 雅 人	教育施設課長	木 村 一 弥
文化財保護課長	神 宮 聰	学務管理課長	相 川 吉 次
学校教育課長	田 村 裕 之	前橋高等学校事務長	藤 井 義 嗣
前橋高等学校長	高 野 裕 史	生涯学習課長	佐 藤 由美子
教育支援課長	内 山 崇	図 書 館 長	齋 藤 明 子

教 育 長	これより前橋市教育委員会3月定例会を開会いたします。 本日、畠山委員は欠席との報告を受けております。
教 育 長	直ちに本日の会議を開きます。
教 育 長	2月定例会の会議録については、既に配付済みであります。記載事項に異議等ありませんか。
	(異 議 な し)
教 育 長	異議のないものと認め、承認いたします。
教 育 長	議事は、議事日程第1号のとおり進めます。 日程第一。会期の決定ですが、本会議の会期は、本日一日といたします。
教 育 長	日程第二。会議録署名委員の指名ですが、本日の署名委員に木村委員と奈良委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。
教 育 長	日程第三。教育長提出の諸報告について、報告いたします。
	総括的報告
教 育 長	まず始めに、2月19日月曜日に開かれた教育福祉常任委員会において教育委員会からは、令和6年度市立小学校において使用する教師用指導書の購入についてご報告させていただきました。2点目としては、3月1日金曜日に執り行われました市立前橋高等学校卒業式についてでございます。コロナ禍で多くの来賓の方をお呼び出来ませんでしたが、地域でサポートいただいている皆様や来賓にご参加いただき、4年ぶりに多くの皆様と共に子どもたちの門出を祝うことが出来ました。
	校長先生、代表の生徒の答辞、保護者代表の方の謝辞には、この3年間を振り返っての思いが詰まっていました。卒業生の進む道は様々ですが、前橋を故郷としていつまでも関わってほしいと強く思いました。
	能登半島地震の被災地の輪島高校では、校長先生が「輪島に残る皆、一緒に新しい街を作ろう」「一旦、輪島を離れる皆、いつの日かきっと帰っておいで。皆がびっくりするような街を作つておくよ」と卒業生に語りかけていました。それぞれに故郷があります。故郷に戻れない人もいます。本日は先ほど黙とうをさせていただきましたが、東日本大震災からの13年目の節目の日にあたります。まだまだ復興の途中で頑張っている皆さんのことを見れないようにしたいと思います。また、各学校・園では卒業式・卒園式が執り行われます。特に3月22日をもって閉園する宮城幼稚園では、最後の卒園式となります。支えてくださった皆さ

んへの感謝の気持ちを持って閉園に臨みたいと思います。2月28日には前橋市第19代の市長に小川晶さんが就任されました。こどもまんなかの取組を推進していくというお考えで、教育について強力に推し進めてくださるものと心強く思っております。市長が交代したことで議会日程などが当初と変更となりました。本格的な来年度の予算編成などは4月以降になりますが、学校現場などに特段の影響はないものと思っております。

委員の皆様には、2月21日の不登校特例校に関する勉強会、国際理解教育として箱田中学校で行われました台湾献立の学校給食への提供、初任者教職員研修での初任者へのメッセージなど、委員の皆様には大変お世話になりました。文科省からは執行機関の一員である教育委員の皆様と現場視察などを含め、情報共有をしっかり図ってほしいというお話がありました。それに忙しいと存じますが、各種行事への参加などよろしくお願いいたします

教育長 報告させていただきました件につきまして、感想等ござりますか。なければ、以上で質疑を終わります。

教育長 日程第四。教育長提出の議案を上程いたします。
最初に、議事の公開の是非についてお諮りいたします。

教育長提出の議案第8号については、人事に関することが審議内容でありますので、議事を非公開とすることが適当であると思われます。

したがいまして、議案第8号については、前橋市教育委員会会議規則第20条第1項の規定に基づき、議事を非公開とすることに、異議等ありませんか。

(異議なし)

教育長 異議のないものと認めます。

よって、議案第8号については、議事を非公開とし、議事日程の最後に議題といたします。

それでは、議案第7号及び議案第9号を議題といたします。説明をお願いします。

議案第7号 前橋市教育委員会辞令式に関する規則の改正について

教育委員会議案第7号「前橋市教育委員会辞令式に関する規則の改正について」ご説明申し上げます。

議案については、1ページからになりますが、説明については、4ページをご覧ください。まず、1の改正の理由ですが、地方公務員法の改正に伴い、新たな制度に係る辞令の文例を定めるとともに、所要の規定の整備を行うものでございます。次に、2の主な内容ですが、(1) 紹介

及び再任用に関する規定において、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員に改める。(2) 定年等に関する規定において、役職定年等に関する規定を加える。(3) 高齢者部分休業に関する規定を加える。ものでございます。次に、3の施行期日につきましては、公布の日とするものでございます。なお、令和4年第3回前橋市議会定例会において、前橋市職員の定年等に関する条例の一部改正が行われ、既に令和5年度、定年が段階的に引き上げられておりますが、これまで本規則の改正を行ってこなかったことから、今年度中に改正するため、今回の定例会で議案として提出させていただいたものです。

改正箇所につきましては、5ページからの新旧対照表に記載のとおりでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第9号 前橋市学校教育情報化推進計画 改定版の策定について

議案第9号「前橋市学校教育情報化推進計画 改定版の策定について」説明させていただきます。

議案書の7ページをご覧ください。

1月の定例会議におきまして報告させていただきました「前橋市学校教育情報化推進計画改定版（案）」につきまして、1月22日から2月13日までのパブリックコメントが終了し、その結果を踏まえ、計画がまとまりましたので、ご決定をお願いするものです。改めて本改定版の概要について説明させていただきます。

8ページをご覧ください。

1概要についてですが、本改定版につきましては、令和3年度に策定し、施行されました「前橋市学校教育情報化推進計画」を受け、策定後に現れた新技術や、新しく導入したシステムへの対応、進捗状況調査から把握された課題等に対応する必要が生まれました。そのため、2計画期間と3主な内容にありますように、現在のICT環境下での当初の目標を達成できるよう2年間延長し、その期間を発展期（後期）と定め、5つの基本方針ごとに具体方針と具体的施策を策定しました。4パブリックコメントの結果ですが、期間中3人の個人と2校の学校から20件のご意見をお寄せいただきました。うち、計画策定に関するものが10件、学校教育の情報化に関する意見が10件あり、これら意見を参考に、一部追加修正を加えさせていただいた改定版を今回の議案として提出させていただいております。

具体的には、別添資料1をご覧ください。一部追加修正した内容ですが、別添資料1ページの1から3の3点となります。追記した内容としまして、No.1と2は、基本方針B「情報活用能力の育成」の具体的施策において、「情報モラル教育は学校だけでなく、家庭とも連携して行うことが必要」というご意見をもとに、文章冒頭に「家庭などと連携を図りながら」を追記しました。

次に、No. 3は、基本方針C「様々な状況の子供への学びの保障」の具体的施策において、「個に応じた学びを充実させるためには、地域や福祉的組織との連携が必要であり、福祉的組織と情報共有できる仕組みも必要」というご意見をもとに、文章最後に「地域や関係団体等と協議しながら」を追記しました。それ以外のご意見につきましても、計画の実践に役立て、今後の施策の参考としていきたいと考えております。また、別添資料にありますパブリックコメントの質問に対しての「市の考え方」につきまして、後日ホームページにおいて公表する予定です。

資料に戻りまして、5策定の経緯についてです。令和5年12月8日の第2回前橋市教育情報利活用推進委員会から、令和6年2月26日の第3回の同委員会まで協議しました改定版を本日の定例会に提出させていただきました。なお、本日ご決定いただきました後には、パブリックコメントの結果と共に市HPに公表するとともに、6今後の予定にありますとおり、4月の校長会議で報告いたします。

以上、改定版について、ご決定をお願いしたいと思いますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

教 育 長

ただいま提案説明のありました議案について質疑に入ります。ご意見等ございましたらお願いします。

木 村 委 員

ご説明のあった前橋市学校教育情報化推進計画改定版の策定については、このようにしていただいて良いのではないかと思います。感想をお話させていただきます。パブリックコメントの2ページから3ページのところで、ご意見のありましたGoogleクラスルームで保護者への通信や便りなど配信してほしいということでした。Googleクラスルームは授業に特化することになり、保護者の連絡システムとしては「すぐーる」という新しいアプリを運用するということですが、私も保護者として学校からテスト運用の案内が来まして、スマホにアプリをダウンロードし、登録してみました。今日、テストメールが来まして使ってみたところ、非常に使いやすく、見やすいと思いました。家の子どもは、毎日タブレットを持って帰って、充電や宿題をしたりしています。Googleクラスルームで学校からの便りなどを毎日確認するとなると負担になり、毎日は確認出来ていなかったです。保護者への通知に特化した形で連絡ツールが集約され、非常にありがたいということを申し上げたいと思いました。このようなアプリは、導入するのに高額なのではないかと思いますが、その辺りはどうでしたでしょうか。

学校教育課長

導入に関しましては、55万円でした。他の色々なソフトと比較して非常に効率が良いということでこれを導入しました。今までのものと比べて、親が個人として確認できるというのは、非常に使いやすいということで保護者からも連絡が来ています。今までではタブレットを共有しな

ければならないということで不便な状況でしたので、改善されましたので今後もよろしくお願いします。

渡 辺 委 員

パブリックコメントに影響することではなく、今後に対して要望的なことです。健康面に関する意見がありまして、タブレットを使用する時間が増えた子どもたちに、視力低下や頭痛等の健康状況の変化はあるのかという意見があります。このことに対する市の考え方では、指導を徹底していきますというご回答があります。視力というのは、低下していくと戻すというのは難しいと思います。例えば、キシリトールを舐めることで歯の健康のレベルを上げるという国もあります。ある病院では、コロナの時に眼から感染する可能性もあるということで、従事者が眼鏡を着用するということも聞きました。子どもたちの意識等だけではなく、画面を見るために目を保護する眼鏡等を着用するということも、科学的な根拠を基に、採用しても良いのではないかと考えます。根拠は必要だと思いますが、他の所がやっているかどうかではなく、未来を先取りして子どもたちの健康を守るような取組をすると良いのではないかと思います。

学校教育課長

ご指摘いただいた視力低下については、教育委員会としても研究を重ねていきたいと思います。

教 育 長

健康面での視力の低下というのは、タブレットはもちろんですが、スマホを持つ年齢でも非常に視力が下がっています。タブレットと共に家の中でスマホを見ている時間について、ご家庭と連携しながら色々と対策を取っていく必要があると思います。検討していきたいと思います。

教 育 長

他になければ質疑を終了します。

それでは、議案第7号及び議案第9号について、可決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

教 育 長

異議のないものと認めます。

よって、議案第7号及び議案第9号について可決いたします。

教 育 長

次に、報告第1号及び報告第2号を議題といたします。

**報告第1号 令和6年3月臨時市議会提出予定議案（予算）の作成に
対し意見を付すことについての臨時代理について**

総 務 課 長

教育委員会報告第1号 令和6年3月臨時市議会提出予定議案（予算）の作成に対し意見を付すことについては、特に緊急を要し、教育委員会

を招集する時間的余裕がなかったことから、前橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則第5条第1項の規定によりまして、教育長が臨時代理をさせていただきましたので、同条第2項の規定に基づき、報告し、承認を求めるものでございます。

対象となる議案は、令和6年度前橋市一般会計暫定予算、令和6年度前橋市新エネルギー発電事業特別会計暫定予算、令和5年度前橋市一般会計補正予算、令和5年度前橋市新エネルギー発電事業特別会計補正予算、の教育委員会所管分でございまして、当該議案を教育長が臨時代理し、教育委員会の意見を市長あて送付させていただいたものでございます。

本日配付した資料1ページをご覧ください。

定例市議会へ提出しました議案は、記載の（1）から（4）の予算の教育委員会所管分でございます。

それでは、提出予定議案（1）の令和6年度前橋市一般会計暫定予算から順に説明をさせていただきます。暫定予算は、通常の予算が成立するまでのつなぎ予算として編成するもので、通常予算の成立時には、通常予算に吸収されることとなります。原則として、4・5月に支出する必要最低限の経常的経費が計上されております。

資料の2ページの総括表をご覧ください。一般会計暫定予算につきましては、総括表に記載のとおり、歳入が1億2,248万2千円、歳出が18億6,536万9千円でございます。歳入につきましては、4・5月に歳入が見込まれるもののみ計上されております。歳出につきましては、先ほど申し上げましたとおり、4・5月に支出する必要最低限の予算となっております。次に、提出予定議案の（2）令和6年度前橋市新エネルギー発電事業特別会計暫定予算についてですが、総括表に記載のとおり、歳入が3万6千円、歳出が3万6千円となっており、一般会計暫定予算同様に必要最低限の予算となっております。

次に、令和6年度前橋市一般会計暫定予算の概要について、3ページをご覧ください。表の上の欄外に記載してございますように、太い隅付きカッコは事業担当課、丸カッコ内は前年度当初予算額となっております。暫定予算につきましては、4・5月に執行が必要最低限の予算となっていますが、年間一括払いが必要なものや業務執行上支障をきたすものなど一部は、特殊事情として2か月分を超える予算額が計上されています。具体的には、市内遺跡発掘調査等事業である駒寄スマートインターチェンジ産業団地造成に伴う試掘調査業務などがございます。次のページ上段の社会教育費の市内遺跡発掘調査等事業がこれに該当しますが、駒寄スマートインターチェンジ産業団地造成に伴う試掘調査業務について、梅雨前に業務を実施しないと、産業団地造成の全体スケジュールが大幅に遅れるため、全額計上されております。以上が、提出予定議案（1）、（2）の暫定予算の教育委員会所管分に係る概要でございます。

続きまして、提出予定議案（3）の令和5年度前橋市一般会計補正予算の教育委員会所管分についてご説明させていただきます。

資料の5ページをご覧ください。

一般会計補正予算につきましては、総括表に記載のとおり、歳入が31億9,947万1千円の増額補正、歳出が32億3,833万2千円の増額補正でございます。はじめに、歳入をご覧ください。15款の国庫支出金及び22款の市債が大きく増額となっておりますが、これは国の補正予算に伴う整備工事等の追加に伴うものでございます。具体的には、山王小学校、鎌倉中学校等の校舎長寿命化改良工事等でございます。

続きまして、歳出をご覧ください。2款の小学校費及び3款の中学校費が大きく増額となっておりますが、これは歳入の増加要因と同じく、校舎長寿命化改良工事等の追加が主な要因でございます。

次に、提出予定議案の（4）令和5年度前橋市新エネルギー発電事業特別会計補正予算についてですが、資料の6ページに記載のとおり7万8千円を歳出に追加するものでございます。

続きまして、資料7ページからの令和5年度前橋市一般会計補正予算の概要について、ご説明申し上げます。基本的には、すべて年度末の決算見込み額を反映させた予算整理となっておりますので、説明については、表の中で破線の枠に囲まれている令和6年度へ繰り越しをしようとする事業について、その繰越理由を説明いたします。まず、7ページ中段の小学校費の施設維持管理事業でございますが、上川淵小学校給水ポンプ改修工事を繰り越そうとするものでございます。上水道を受水槽から校舎に供給するための給水ポンプ2台のうち1台が25年間使用による経年劣化で故障し、更新が必要となったものですが、給水ポンプユニットの納期に期間を要し、今年度内に改修が完了しない恐れがあるため、来年度へ繰り越すものでございます。次に、その下の小学校費の校舎等大規模改修事業でございますが、山王小学校校舎長寿命化改良工事等を繰り越そうとするものでございます。老朽化が著しい校舎等を改修するもので、今年度内の施工が困難なため、翌年度へ繰り越すものでございます。次に、一番下の中学校費の校舎等大規模改修事業でございますが、鎌倉中学校校舎長寿命化改良工事等を繰り越そうとするものでございます。小学校費と同様に老朽化著しい校舎等を改修するもので、今年度内の施工が困難なため、翌年度へ繰り越すものです。

次に、8ページ上段の幼稚園費の園舎等大規模改修事業でございますが、小学校費、中学校費の校舎等大規模改修事業と同様の理由で、翌年度へ繰り越すものでございます。次に、その下の社会教育費をご覧ください。社会教育費上段の公民館大規模改修事業でございますが、宮城公民館耐震補強設計業務委託を繰り越そうとするものでございます。宮城公民館のホール部分の耐震性能が低く、利用者等の安全を確保するため耐震補強工事に係る設計業務を行うものでございますが、詳細な調査を行ったところ、当初想定していた範囲外の設計を追加で行う必要が生じ、

今年度内での完成が困難なため、翌年度へ繰り越すものでございます。最後に、その下の文化財施設管理事業でございますが、大室民家園動力消防ポンプ更新工事を繰り越そうとするものでございます。大室民家園の放水銃を作動させる動力消防ポンプが経年劣化し、修理不能となつたため、ポンプを更新するものでございますが、導入予定の消防ポンプが令和6年4月中の納入予定となり、今年度内に工事を完了できなくなつたこと等から、翌年度へ繰り越すものでございます。以上が、提出予定議案（3）（4）の補正予算の教育委員会所管分に係る概要でございます。

これらの予算に対する教育委員会の意見につきましては、教育長が臨時代理し、『異議のないもの』として市長に送付させていただきましたことをご報告させていただきますので、ご承認いただけますようよろしくお願い申し上げます。

報告第2号 令和6年3月臨時市議会提出予定議案（事件）の作成に 対し意見を付すことについての臨時代理について

学校教育課長

報告第2号「令和6年3月臨時市議会提出予定議案（事件）の作成に
対し意見を付すことについての臨時代理について」ご報告いたします。
議案書の10ページをご覧ください。

令和6年3月臨時市議会に提出予定の議案の作成に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を付すことにつきまして、教育委員会を開催する時間を確保することができなかつたことから、前橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則第5条第1項の規定により、臨時代理させていただきましたので、ご報告するものでございます。

提出いたしました市議会議案は、「物品の購入について（令和6年度
小学校教師用指導書）」でございます。

11ページをご覧ください。

本件は、小学校使用教科用図書（教科書）の改訂に伴い、子ども達に
よりよい指導を行うために教師用指導書を購入するものでございます。
1の種類及び数量は、小学校の「国語」「書写」「社会」「地図」「算
数」「理科」「生活」「音楽」「図画工作」「家庭」「保健」「英語」「
特別の教科 道徳」の全教科について、小学校48校（荒牧小学校みや
ま分校と滝窪小学校金丸分校を1校とする）、及び特別支援学校小学部
知的障害者用）にそれぞれ1セットずつの計2,658冊となります。
また、2の契約方法、3の契約金額、4の契約の相手方は、記載のとおりでございます。

この市議会提出議案に対する教育委員会の意見につきましては、異議
のないものとして、市長に送付させていただきましたので、ご承認いただ
きますよう、よろしくお願ひいたします。

教 育 長

ただいま提案説明のありました議案について質疑に入ります。ご意見等がございましたらお願ひします。

木 村 委 員

報告第2号についてです。11ページに教師用指導書の内訳で、特別支援学校小学部知的障害者用の指導者用の記載があります。今のご説明ですと、市立前橋特別支援学校にのみ購入しているということですが、小学校の特別支援学級には指導書は買っていないということでよろしいでしょうか。知的障害の特別支援学級でも特別支援学校の教育課程によることが出来ますので、現場としては指導書が必要ではないかどうかをお聞きしたいです。

学校教育課長

現場の特別支援学級では、そのような要望はでていないというのが現状です。特別支援学級につきましては、インクルーシブ教育で見られるように協力学級に出席して一緒に学ぶということが多く、学校が工夫した学校独自の教育課程で学んでいます。特別支援学校で使っているような指導書について、欲しいという要望は今のところないです。

木 村 委 員

私自身の研究と関係することで、おそらく通常の学級に行っている特別支援学級の子どもであっても、通常の学級で授業していても指導目標が違ったり、学習項目が違ったりしても両立しうると思います。特別支援学校に通っている子どもたちには、実体差があります。例えば、高校には知的障害の特別支援学級は設置されていませんので、特別支援学校の高等部には特別支援中学校を卒業した重い子も在席しています。教育課程を柔軟に考えられるように、先生方も柔軟に組めるようにしていく意識が大事だと思いました。

教 育 長

インクルーシブ教育を進めるにあたっては、検討も必要になっていくと思います。

教 育 長

なければ、以上で質疑を終了します。これより採決いたします。
報告第1号及び報告第2号について、承認することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

教 育 長

異議のないものと認めます。

よって、報告第1号及び報告第2号を承認いたします。

教 育 長

日程第五。その他について報告事項がございます。説明をお願いいたします。

総務課長

その他1 行事について

その他1 「行事について」ご説明申し上げます。

教育委員会の4月の定例会でございますけれども、16日（火）午後2時30分から、前橋市役所11階北会議室において開催予定です。（ほか、資料の主だった予定を紹介）

教育委員会の5月定例会につきましては、15日（水）午後2時30分から、市役所11階北会議室で開催予定です。（ほか、資料の主だった予定を紹介）

以上、4月、5月の行事予定です。

その他2 令和5年度第3回前橋市教育情報利活用推進委員会の開催結果について

総務課長

その他2 「令和5年度第3回前橋市教育情報利活用推進委員会の開催結果について」、ご報告申し上げます。

まず、はじめに本委員会は、前橋市教育委員会における教育情報を総合的かつ体系的に運営管理するとともに、教育情報の利活用を効果的に推進することを目的として開催しております。

それでは、本委員会の開催結果についてご報告いたします。

本日配付させていただきました資料1ページをご覧ください。

開催の日時、場所、出席者及び議題につきましては、記載のとおりでございます。次に結果概要についてですが、事務局から、資料記載の4項目について報告をしました。

主な報告内容についてですが、（1）前橋市教育委員会における教育のDX化の進捗状況では、学校預かり金のキャッシュレス化は、導入済みの学校1校を参考に、他校にも展開できるよう取り組んで行くこと。（2）前橋市教育情報利活用推進委員会設置要綱の改正についてでは、前橋市教育情報利活用推進委員会のICT基盤整備部会は、外部専門家を置くことができるメリットを生かし、関係する所属長の参加を可能とする等の改正を行ったこと。（3）前橋市学校教育情報化推進計画の改定についてでは、令和6年1月22日から2月13日の間に実施したパブリックコメントの意見をもとに、推進計画改定版への追記や今後の施策の参考としていくこと。（4）情報セキュリティポリシーの改定についてでは、学校現場でのクラウドサービスを利用した授業をより充実させるため、文部科学省のガイドラインに則り、データの重要性分類やデータの保存場所について変更改定することなどを報告いたしました。その後、意見交換を行いましたが、各委員の皆様からお寄せいただきました意見について、ご紹介させていただきます。

資料の裏面をご覧ください。

まず始めに、学校校長会代表から、（1）前橋市教育委員会における教育のDX化の進捗状況に対して、『学校預り金のキャッシュレス化に向けたシステムの導入は、現金を金融機関に納める手間は無くなるが、個

人のデータ管理が膨大になる他、未納者への対応事務や教材業者への支払い業務がこれまでと変わらず発生することが懸念される。』、(3) 前橋市学校教育情報化推進計画の改定に対しては、『授業実践のための研修の充実とあるが、授業の作り方自体を変えて行かなければならず、ＩＣＴを使う場面を想定した上での授業作りが大切である。』とのご意見をいただきました。また、公立学校教頭会長から、前橋市学校教育情報化推進計画の改定に対して、『各種チラシ等の配付の合理化については、チラシの配信が多すぎると情報の区別が付きづらくなってしまうため、今後システムを検討する際には、情報の重要度などが分かるよう検討してほしい。』とのご意見をいただきました。

次に、(4) 情報セキュリティポリシーの改定に対しては、情報政策課長から、『情報セキュリティポリシーの原則は分かりやすいことが大切であり、関係者がポリシーを見て守ることが必要である。』とのご意見をいただきました。また、その他の意見として、学校校長会代表から、『児童生徒が長い文章を作成する時はキーボードの使用も検討したい。授業の作り方を改めて見直しする必要があると感じた』、公立学校教頭会長から、『学校では校務支援システム c 4 t h の文書連絡は印刷せずに回覧できるようなシステムの検討をお願いしたい。』、外部専門家から、『通信状況が悪く、ＩＣＴを活用した授業が止まることに教員が恐怖を感じると言う意見があつたが、トラブルを一つ一つ解決していく努力が必要であり、学校で起きる不具合は記録しておいたほうが良い。』とのご意見をいただきました。最後に、総括的意見として、指導担当次長から、『今までの教え込みの授業から、子供が学び取る授業に代えて行こうと言う全体の流れが出来ており、ＩＣＴの有効活用をしっかりと考えることが学び取る授業に繋がると感じた。』、教育長から、『教科の学びをつなぐ、社会課題等の解決や一人一人の夢の実現に活かすことは、容易に達成できる目標ではないが、高見の目標を掲げて、ここに到達するためにはＩＣＴをどのように活用していくのかをみんなで検討していければと思う。そうすることで自らの可能性を広げ、新たな価値を創り出す学びの充実に繋がると考えている。』とのご意見がありました。

今後とも、本委員会において、本市教育委員会における教育情報を総合的かつ体系的に運営管理するとともに、教育情報の利活用を効果的に推進できるよう議論を深めてまいりたいと考えております。

報告は以上です。

その他3 令和5年度第2回前橋市文化財調査委員会議の開催結果について

その他3「令和5年度第2回前橋市文化財調査委員会議の開催結果について」ご報告申し上げます。

資料の14ページをご覧ください。

開催日時、場所、出席者及び議題については、記載のとおりでござい

ます。次に結果概要についてですが、報告事項として、国指定史跡の答申についてと令和5年度の文化財調査の内容について、報告を行いました。

また、その他として、令和5年度に実施した主な事業について報告と協議を行いました。

委員の方からいただいた主な意見としましては、総社古墳群については、『今後、特別史跡を目指すべきである。』、市天然記念物のザゼンソウについては、『指定地外からの移植を試みても良い。観光地としてではなく、保護地としてやっていくべきである。』、阿久沢家住宅については、『耐震対策工事が終了したが、茅葺屋根に傷みがあるので、保護計画などを作成するべきである。』、旧関根家住宅の茅葺屋根改修工事についても、『今回のように傷みが進んでから修繕を行うと費用が掛かるので、今後は数年サイクルで予算化し、傷みが進みきる前に処置していくべきである。』、歴史的風致維持向上計画の事業一覧にある「文化財保存活用地域計画事業」については、『文化財保護課として可能なものから進め、都市計画課と連携して歴まち事業にも活かしてもらいたい。』とのご意見をいただきました。

報告は、以上です。

その他4 情報セキュリティポリシーの変更について

その他4「情報セキュリティポリシーの変更について」ご説明します。資料の15ページをご覧ください。

情報セキュリティポリシーの変更の主な理由としまして、現行のポリシーは、クラウドサービスの利用についても記載されていますが、【別表3】「重要性分類」や【別添1】「データの保存場所一覧」について、文部科学省のガイドラインに則り、変更を加えることで現在の学校でのクラウドサービスを利用した授業をより充実させることができます。

現在、学校で利用されているクラウドサービスにはGoogleのクラスルームやフォーム、学習支援システムのミライシードなどがあります。さらに、来年度からは保護者等連絡システムの「すぐーる」が追加される予定です。これらクラウドサービスを活用して、授業で子供たちが書き込んだ学習履歴、学級通信や欠席連絡等のデータがクラウドに保存され、個別最適な学びや協働的な学びを実現した授業や、校務の効率化に活用されています。しかし、現行の「重要性分類」や「データの保存場所一覧」では、学習系（クラウド）で利用できると定義されているのは、各種通知や未記入のワークシートのみで、子供や保護者が記入したワークシートや欠席連絡は定義されていません。このままでは、現在活用しているクラウドサービスや、今後導入されるものを有効に活用することが難しくなるかもしれません。

そこで、今回のセキュリティポリシー変更の3つの基本的な考え方を示します。

1つ目、現在の「重要性分類」と「データの保存場所一覧」の保存場所区分を「校務系」「指導者系」「学習系（クラウド）」の3つに統一すること。2つ目、「重要性分類」に利用者である教職員や児童生徒、保護者からのアクセス制限や認証方法等を追記すること。3つ目、学習系（クラウド）に、児童生徒や保護者が情報を入力することや、クラウドシステムの運用上必要な情報等を保存できるよう、「データの保存場所一覧」に新しく定義することです。

このことで、学籍や成績などの個人情報に関する機微な情報は、今までと変わらず、校務系でのみ取り扱うこととし、授業や校務の効率化で利用できるクラウドサービスでの情報等は学習系（クラウド）で取り扱えるよう新しく定義します。

この基本的な考え方をもとに、セキュリティポリシーの別表3「重要性分類」と別添1「データの保存場所一覧」を変更することで、現在のクラウドサービス活用との矛盾をなくし、今後も授業や校務で有効に活用できるようになります。

今後も「重要性分類」や「データの保存場所一覧」は、活用が進むと、変更が必要になることが出てくると思います。その時は、授業や校務に有効に活用できるよう、セキュリティポリシーの見直しを隨時行っていきたいと思います。

説明は、以上です。

その他5 令和6年度市立前橋高等学校入学者選抜実施状況について

その他5「令和6年度市立前橋高等学校入学者選抜実施状況について」ご報告いたします。

本日配付しました資料をご覧ください。

まず、1の実施状況についてです。2月14日の入学願書の受け付け締め切り時点での志願者数は募集人員と同じ240人でしたが、その後、2月21日の入学者選抜試験当日までに2人の辞退者が出ていたため、最終的な志願者数は市内・市外を合わせまして、男子100人、女子138人の合計238人でした。志願倍率は0.99倍で、県内の全日制の公立高等学校全体の志願倍率1.00倍とほぼ同じ倍率となっています。

検査等の日程ですが、2月21日に学科試験、22日に面接を行い、3月5日に合格発表を行いました。

合格者数は、男子100人、女子138人の合計238人となっております。

県内の公立高等学校の入学者選抜が令和6年度入学者から変更となつたため単純比較はできませんが、前回、前々回の実施状況を参考に記載させていただきました。

今後の日程ですが、3月21日に入学者説明会、4月9日に入学式を予定しております。

説明は以上です。

教 育 長

総務課からの行事予定で、次回の定例会についてですが、4月16日(火)午後2時30分ということでよろしいでしょうか。

(異 議 な し)

教 育 長

では、4月定例会については確認させていただきましたとおり決定します。

また、5月定例会については5月15日(水)午後2時30分から予定することで、よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

教 育 長

では、5月定例会については、確認させていただきましたとおりお願ひいたします。

ただ今の報告について質疑等ございますか。

奈 良 委 員

市立前橋高等学校校長がお見えになっていますので、お聞きします。今の時点で卒業生の進路について、分かる状況であれば教えてください。

前橋高等学校校長

卒業式は、たくさんの方に来ていただき無事終了しました。吉川教育長・木村教育委員にご出席いただき、厳粛な中にも温かい卒業式となりました。

質問についての回答ですが、現在9割8分くらい進路が決まっています。残り2分の生徒は、国公立大学の中期、後期を受けています。まだ進路が決まっていない生徒は若干名います。正確な状況はまだ出でていませんが、大学128名、短大1名、専門学校40名、就職となっていて、それ以外はこれからの合否結果で分かれます。大学については、国公立大学の推薦が終わった段階では22名でしたが、生徒が大変頑張ってくれまして、その後10名一般入試をクリアしました。国公立大学については、合計32名の合格者がいました。今後、このようなことも学校の魅力化をしていきたいと思います。

先ほどご報告のあった入学者選抜の募集の関係では238名となりましたが、要因として、少子化は県全体の課題となります。魅力化をさらにしていくかなければいけないと思っています。特に前橋商業高校では、昨年は1倍でしたが、甲子園に出場しましたので、野球部だけで40人以上が前橋商業高校を志望したそうです。それ以外でも前橋商業高校は、部活動が強いので、部活動を前面に押し出しているのが功を奏しています。今年度の倍率については、昨年の1倍から約1.2倍に増えています。市立前橋高等学校も部活動・勉強・探求活動など更なる魅力化をしていき、来年度以降、より良い学校にしていきたいと思います。

奈 良 委 員	情報発信力がもう少しほしいです。活躍している生徒の励みにもなりますし、保護者の喜びにもなりますので、色々な機会を通じて発信力を強くしていってほしいです。
教 育 長	情報セキュリティポリシーの変更などありましたが、情報化の変化が激しく、それにしっかりとついていかなければいけないと感じています。校務系・指導者系・学習系（クラウド）と3つ分けていただきました。一番セキュリティが強いのは校務系、次に指導者系、学習系と3段階のセキュリティのレベルとなっています。しっかりと保存するものは、どこに保存するのかを決めて管理していこうというのが、今回の変更となります。時々に見直しをして、セキュリティに関してしっかりとしていただきたいと思います。
教 育 長	次に、先ほど非公開と決定されました議案について、議事を行います。傍聴人の方にお願いいたします。ここからの議事は非公開といたしますので、退場されますようお願いいたします。
	（傍聴人退場）
学務管理課長	議案第8号 市費負担教職員（管理職）人事の内申について
教 育 長	以上をもちまして教育委員会3月定例会を閉会いたします。

（午後3時08分）